資料1

令和5年度(第2回) 大分県道路メンテナンス会議 <部会>道路鉄道連絡会議・跨道橋連絡会議

◇日時: 令和 5年11月20日(月)13時30分 ◇場所: 大分河川国道事務所・別館2階会議室

議事次第

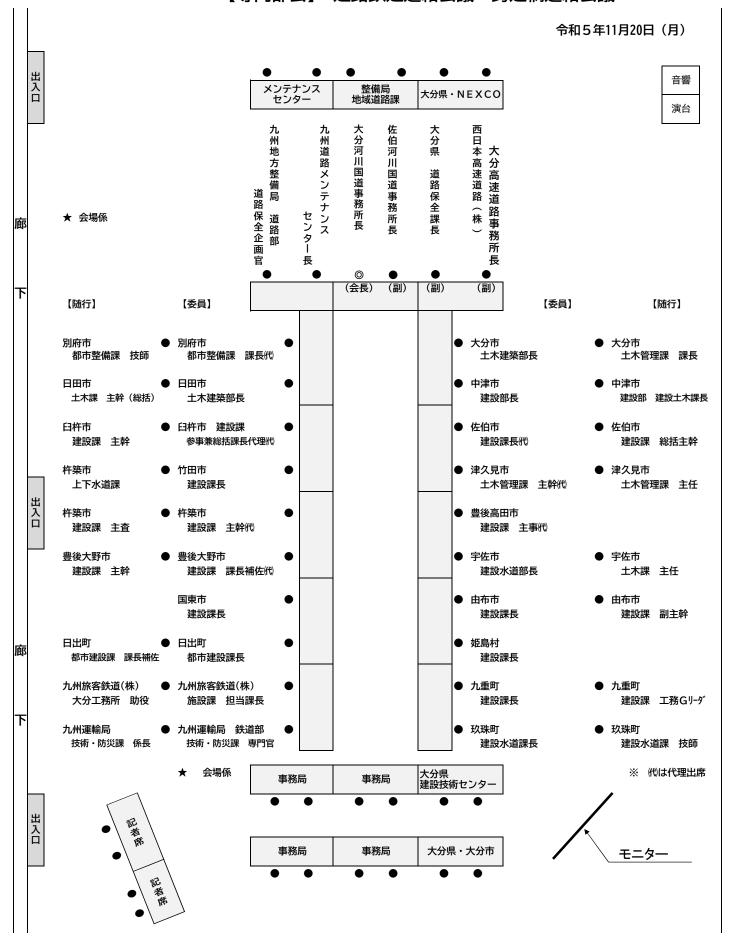
- 1. 開 会
- 2. 挨 拶 大分県道路メンテナンス会議 会長
- 3. 議事
 - I. 点検実施状況及び修繕着手等の状況
 - 1) 道路メンテナンスの点検修繕実施状況と課題について
 - ① 道路メンテナンスに関する取り組みの経緯
 - ② 橋梁、トンネル等の点検実施状況・判定区分《全国》
 - ③ 1巡目点検で判定区分Ⅲ、IVの修繕等措置の実施状況《全国》
 - ④ 2巡目点検で判定区分Ⅲ、IVの修繕等措置の実施状況≪全国≫
 - ⑤ 判定区分IVの橋梁の措置状況《全国》
 - ⑥ 橋梁個別施設計画の策定状況(2022年度末時点)≪全国≫
 - ⑦ 点検実施者の保有資格の状況《全国》
 - 2) 九州・大分県の点検実施状況及び修繕着手率
 - ① 橋梁、トンネル等の点検実施状況・判定区分《九州》
 - ② 橋梁、トンネル等の点検実施状況《九州・大分県》
 - ③ 橋梁、トンネル等の判定区分状況≪九州・大分県≫
 - ④ 1巡目点検で判定区分Ⅲ、IVの修繕等措置の実施状況≪九州・大分県≫
 - ⑤ 判定区分IVの橋梁の措置状況《九州》
 - Ⅱ. 点検及び修繕率向上に向けた自治体支援について
 - 1) 点検及び修繕率向上に向けた自治体支援について
 - ① 道路メンテナンス事業補助制度・優先的な支援
 - ② 新技術利用のガイドライン及び点検支援技術について
 - 2) 九州地方整備局の自治体支援
 - ① 直轄診断・修繕代行(呼子大橋・天大橋)
 - ② 溝橋、点検支援技術講習会
 - Ⅲ. 道路鉄道連絡会議
- 4. 意見交換
- 5. 閉 会



י אירו	0 千皮(第2四)「八刀东坦	ロハフノノノスム	一天四	找丿	吃但何还怕去 我	但四处但	生中日人	球球 山巾名					2020	+11/320H
	B	委員		跨道橋(法定外)の管理者		委員の代理	委員の代理出席 随行者等		等	(専門部会 (△同部		会(○委員が重複) 部署・□他部署)		
	所属	役職等	氏 名	出席	担当部課・役職	氏名	出席	役 職	氏 名	役 職	氏 名	跨道橋 連絡会議	道路鉄道 連絡会議	技術検討 部会
会 長	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	事務所長	河崎 拓実	•						技術副所長 総括保全対策官	甲斐 猛 久賀 隆弘	0	0	Δ
副会長	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	事務所長	永田 哲也	•						技術副所長	那須 一彦	0	0	Δ
副会長	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所	事務所長	稗田 政和	•								0	0	Δ
副会長	大分県土木建築部 道路保全課	道路保全課長	亀山 英弘	•						道路保全課 主任	古庄 優樹	0	0	Δ
委 員	大分市	土木建築部長	姫野 正浩	•	土木建築部 土木管理課長	田崎 勝彦	•			土木管理課 土木計画担当班 技師	米光 佑太	Δ	0	Δ
委 員	別府市	建設部長	山内 佳久	×	建設部 都市整備課長	山田 栄治	•	都市整備課長	山田 栄治	都市整備課 技師	内田 樹	Δ	0	Δ
委 員	中津市	建設部長	松垣 勇	•	商工農林水産部 耕地課長		×			建設部建設土木課長	木下 英樹		0	Δ
委 員	日田市	土木建築部長	松木 弘和	•	土木建築部 土木課長		×			土木課 主幹(総括)	伊藤 竜一	Δ	0	Δ
委 員	佐伯市	建設部長	三宅 秀夫	×	建設部 用地管理課長		×	建設課長	武田 哲寿	建設課 総括主幹	山﨑 慎悟	Δ	0	Δ
委 員	臼杵市	建設課長	髙野 裕之	×				建設課参事兼総括課長代理	村上 和	建設課 主幹	工藤 竜也	0	0	Δ
委 員	津久見市	土木管理課長	遠藤 太	×				土木管理課 主幹	森本 龍輝	土木管理課 主任	宮子 雄太	0	0	Δ
委 員	竹田市	建設課長	堀 徳広	•								0	0	Δ
委 員	豊後高田市	建設課長	馬場 政年	×				建設課 主事	金丸 祥己					Δ
委 員	杵築市	建設課長	安只邦盛	×				建設課 主幹	唐下 咲子	建設課 主査 上下水道課	末弘 幸稔 佐藤 敦紀	0	0	Δ
委 員	宇佐市	建設水道部長	大木 敏之	•	建設水道部 土木課長		×			土木課 主任	平村 萌	Δ	0	Δ
委 員	豊後大野市	建設課長	後藤泰二	×	財政課長		×	建設課 課長補佐	伊井 信昭	建設課 主幹	横山豪		0	Δ
委 員	由布市	建設課長	三ヶ尻郁夫	•						建設課 副主幹	阿南 智秋	0	0	Δ
委 員	国東市	建設課長	滝口 陽士	•								0		Δ
委 員	姫島村	建設課長	奥 俊二	•										Δ
委 員	日出町	都市建設課長	須藤 淳司	•						都市建設課 課長補佐	八坂 文敏	0	0	Δ
委 員	九重町	建設課長	武石 哲也	•						建設課 工務Gリーダー	五十川 宏	0	0	Δ
委 員	玖珠町	建設水道課長	志津里 薫	•	総務課長		×			建設水道課 技師	浅野 雄哉		0	Δ
	公益財団法人 大分県	技術部参事	鷲見 孝明	×				技術部長	堀渕 幸司	技術部次長兼 建設技術第二課長	高橋知英			Δ
オブ ザーバー	建設技術センター 九州旅客鉄道(株) 建設工事部 施設課	担当課長		•						大分支社 工務課 助役	江上 俊介	0	0	
道路鉄道	国土交通省 九州運輸局	技術・防災課長	池田 秀喜	×				技術・防災課	川野 達徳	技術・防災課土木第一係長	三池 佑治		0	
連絡会議								専門官		工 小 第一條長				
******	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	巻木健三	•				III. LANGER E		III. LEVANO EM	T.III.d. to 0	0	0	Δ .
整備局	国土交通省 九州地方整備局	地域道路調整官	甲斐靖志	×				地域道路課長	福原 茂	地域道路課 技官 技術課 専門職	馬場ひなの重田・良二	0	0	Δ
	九州道路メンテナンスセンター	センター長	猪狩名人	•		N=7007 - 7-1				技術課 技官	三宮 茉和	0	0	Δ
	国土交通省九州地方整備局 大分河川国					河野 勲	_			保全対策官	大林 彰	0	0	Δ
+*-	国土交通省九州地方整備局 佐伯河川国		課長			平川 範貴	•			保全対策官	稲田 裕二	0	0	Δ
事務局			課長			由浅 直洋				保全企画係長	川内謙治	-		
	西日本高速道路(株)九州支社 大分高					前澤 淳也	×	統括課	川上潤之介			0	0	Δ
	大分県 土木建築部 道路保全課 課長	補佐(防災・保全班)				多田 諭教	×	道路保全課 主任	上野 晃			0	0	Δ

. ص

令和5年度大分県道路メンテナンス会議 座席表 【専門部会】 道路鉄道連絡会議・跨道橋連絡会議



令和5年度 道路メンテナンス事務局 年間スケジュール (予定)

*4	果行		でもの 一日の 一日の 一日の 一日の 一日の 一日の 一日の 一日の 一日の 一日))	
) NC				
月	日	議会	研修	橋梁判定会議	広報
	10				
4月	20				
	30			,	
	10		- ●道路メンテナンス会議(担当者会議)		
5月	20		<終了>5月17日(水)13:30~16:00		
	30			J	
	10				
6月	20				
	30	-	・国道210号(榎釣橋・日田市天瀬町)	梅雨前線に大前のため	<u> </u>
	10	_	・全方向衝突回避センサーを有する小型ドローン技術(愛称"J2")	X 81 07 / 5 02	, ,,,,
7月	20	議会	●第1回道路メンテナンス会議(技術検討部会)	\vdash	
	30		・症例検討会(大分高専:一宮教授、山本准教授) <終了>7月13日・大分河川国道事務所		
٥П	10		- 「ベーク・イカー コロ・八カ州川四戸事物が		
8月	20				
	30		★道路メンテナンス年報(県別)公表 8月23 日		
9月	10	_			
9/1	20	議会	▲ 八日 7 ± = 1, + / 4" し > . カ カ TT b	第3回(R5)土木建築	築フェスタ i n 大分駅 前
	30		◆大分県建設技術センタの一研修 <終了> ・10月20日 インフラ点検のポイント【橋梁・トンネル】	(建設業協会・大名	分河国・大分県 外) —
10月	10		_ ・10月27日 インフラ点検・診断実地研修【トンネル】 ・11月 2日 補修・補強工事の実際と解説	橋梁判定会議	
10/3	20		◆橋梁点検講習会(点検支援技術含む)	<mark>(国・自治体)</mark> <mark><終了></mark>	
	30		・座学、国道10号(番匠大橋・佐伯市弥生)	10月26日	
11月	10	-	- ・ドローンを活用した橋梁点県技術 ・補助機器(水中ドローン、ファイバースコープ等)	橋梁判定会議 (国・自治体)	【記者発表】 メンテナンス会議の開催
11/3	20		<終了>11月7日	<終了>	
	30	 議会	●第2回道路メンテナンス会議(本会議)		-
12月	10	_	- ・道路鉄道連絡会議、跨道橋連絡会議 <確定>11月20日・大分河川国道事務所		_
, _	30		EC		 道路メンテナンス
	10				老朽化対策
1月	20				パネル展展示
	30				
	10				(佐伯事務所ロビー)
2月	20]	(道の駅ゆふいん)
	30		↓●第3回道路メンテナンス会議(技術検討部会)・症例検討会(大分高専:一宮教授、山本准教授)		(道の駅やよい) (道の駅すごう)
	10		<予定>2月		
3月	20	議会		-	
	30				
	•				

・・・メンテ事務局主催研修

・・・メンテ事務局以外主催研修

凡例



大分県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「大分県道路メンテナンス会議」(以下、「会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、大分県内の各道 路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、適切な道路構造物の保全を行い、 円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。
 - (1) 道路インフラの維持管理等に係る管理者意識の浸透・情報共有に 関すること。
 - (2) 道路インフラの点検・診断及び措置等の集約・調整・支援に関すること。
 - (3) 道路インフラの維持管理技術に関すること。
 - (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

- 第4条 会議は、別表—1に定める大分県内の各道路管理者で構成するものとする。
 - 2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は、国土交通省九州地方整備 局大分河川国道事務所長、副会長は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事 務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高速道路会社九州支社大分高 速道路事務所長とする。
 - 3. 会議は会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が務める。
 - 4. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
 - 5. 会議には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。
 - 6 · 本会議の下部組織として「作業部会」を設置するものとし、各道路管理者の 実務担当者を充てるものとする。

(専門部会)

- 第5条 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置する ことができるものとする。
 - 2.「専門部会」として、『大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議 会』を置く。
 - 3.「専門部会」として、『大分県跨道橋連絡会議』を置く。
 - 4.「専門部会」として、『大分県道路鉄道連絡会議』を置く。
 - 5.「専門部会」として、『大分県技術検討部会』を置く。

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国 土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路 保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとす る。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成26年 5月26日から施行する。

本規約は、平成26年10月30日から施行する。

本規約は、平成27年 1月15日から施行する。

本規約は、平成28年 2月 8日から施行する。

本規約は、平成29年 3月 7日から施行する。

本規約は、平成30年 7月25日から施行する。

本規約は、令和 4年11月14日から施行する。

(別紙-1)

大分県道路メンテナンス会議 名簿

令和5年11月20日

			〜	7720	, П
		所属	役 職	備	考
会 長	Ĭ.	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長		
副会長	Ę	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長		
副会長	Ę	西日本高速道路(株) 九州支社	大分高速道路事務所長		
副会長	Ę	大分県 土木建築部	道路保全課長		
委 員	ì	大分市	土木建築部長		
委 員	į	別府市	建設部長		
委 員	į	中津市	建設部長		
委 員	į	日田市	土木建築部長		
委 員	Ì	佐伯市	建設部長		
委 員	ì	臼杵市	建設課長		
委員	ì	津久見市	土木管理課長		
委 員	ì	竹田市	建設課長		
委 員	ì	豊後高田市	建設課長		
委 員	ì	杵築市	建設課長		
委員	ì	宇佐市	建設水道部長		
委 員	ì	豊後大野市	建設課長		
委員	ì	由布市	建設課長		
委 員	ì	国東市	建設課長		
委員	ì	姫島村	建設課長		
委 員	ì	日出町	都市建設課長		
委 員	ì	九重町	建設課長		
委 員	Ì	玖珠町	建設水道課長		
		国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官		
(整備局 委 員		国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官		
		国土交通省 九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長		
オブザー/	/š—	(公財) 大分県 建設技術センター	技術部長		
		九州旅客鉄道(株) 建設工事部 施設課	副課長		
(参考)					
		国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官		
事務局	<u>.</u>	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長		
1.537-5	-	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所	統括課長		
		大分県 土木建築部 道路保全課	参事(総括)		

大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会 会則

(名 称)

第1条 本協議会は、「大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会」(以下「本連絡協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本連絡協議会は、高速道路の安全性を確保するため、大分県内における高速道路を跨ぐ 橋梁(以下、「高速道路誇道橋」という。)の適切な点検、補修の実施及び必要な耐震補強 の実施について、高速道路誇道橋の管理者と西日本高速道路株式会社との間で、情報共有 の体制を構築するとともに、その対策等に関して必要な事項の、協議調整を図ることを目 的とする。

(対象箇所)

第3条 対象箇所は、大分県内の高速道路誇道橋とする。

(業 務)

- 第4条 本連絡協議会は、その目的を達成するために、対象箇所に係る以下の事項について、 情報共有及び協議・調整を行う。
 - イ) 点検結果、維持管理状況(補修計画、耐震補強等)の共有に関すること
 - ロ) 点検、補修及び耐震補強の対策実施にあたっての問題、課題に関すること
 - ハ)上記問題、課題に対する対応策に関すること
 - ニ) 高速道路の交通規制計画に関すること
 - ホ) 情報共有の仕組みに関すること
 - へ) その他必要な事項に関すること

(構 成)

第5条 本連絡協議会は、別表-1に掲げる者をもって構成する。

(開 催)

- 第6条 本連絡協議会は、原則年1回開催するものとする。
 - 2. 前項に定めるもののほか、構成員が必要と認めた場合は、関連する者を招集できるものとする。

(事務局)

第7条 本連絡協議会の事務局は、西日本高速道路株式会社大分高速道路事務所とする。

(雑 則)

第8条 この会則に定めるもののほか、本連絡協議会の運営に必要な事項に関することは、 その都度協議して定めるものとする。

(付 則)

この会則は、平成25年11月15日から施行する。

この会則は、令和 4年11月14日から施行する。

(別紙-1)

大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会 構成員

令和4年11月14日

	構成組織	構成員	備考
大分県	道路保全課	参事(総括)	
大分市	土木管理課	課長	
別府市	都市整備課	課長	
中津市	建設土木課	課長	
日田市	土木課	課長	
津久見市	土木管理課	課長	
杵築市	建設課	課長	
宇佐市	土木課	課長	
由布市	建設課	課長	
日出町	都市建設課	課長	
九重町	建設課	課長	
玖珠町	建設水道課	課長	
西日本高速道路(株)	九州支社	保全課長	
西日本高速道路(株)	九州支社 大分高速道路事務所	所 長	
西日本高速道路(株)	九州支社 久留米高速道路事務所	所 長	

(オブザーバー)

国土交通省	九州地方整備局 道路部	道路保全企画官
国土交通省	九州地方整備局 道路部	地域道路調整官
国土交通省	九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長
国土交通省	九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官
国土交通省	九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長

事務局 西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所

大分県跨道橋連絡会議 規約

(名 称)

第1条 本連絡会議は、「大分県跨道橋連絡会議」(以下「連絡会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 連絡会議は、大分県道路メンテナンス会議規約第5条第3項に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、大分県内における次条に規定する対象施設について、対象施設の管理者及び関係する道路管理者間で協議・調整を行うことにより、対象施設の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(対象施設)

第3条 対象施設は、大分県内の高速道路、直轄国道及び地方道路公社道路の全ての道路並びに補助 国道、県道及び市町(村)道のうち「緊急輸送道路」に指定されている道路を跨ぐ道路法上の 道路以外の施設(ただし、鉄道橋を除く。)とする。

※注: 対象施設として、農道、林道、認定外道路、私道、水管橋等が例示される。

(協議・調整事項)

- 第4条 連絡会議は、その目的を達成するため、対象施設に係る次の事項について、情報共有及び協議・調整を行う。
 - 一 対象施設の維持管理等に係る情報共有に関すること。
 - 二 対象施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
 - 三 対象施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
 - 四 その他対象施設の管理に関連し、会長が必要と認めた事項に関すること。

(構成)

- 第5条 連絡会議は、別表に掲げる対象施設の管理者及び関係する道路管理者でもって構成する。
 - 2 連絡会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県道路保全課長及び西日本高速 道路株式会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
 - 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議の運営)

- 第6条 連絡会議は、会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が努める。
 - 2 連絡会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、佐伯 河川国道事務所道路管理課、大分県道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速 道路事務所に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

- この規約は、平成27年 3月26日から施行する。
- この規約は、平成29年 7月18日から施行する。
- この規約は、令和 元年10月31日から施行する。
- この規約は、令和 4年11月14日から施行する。

(別表)

大分県跨道橋連絡会議 名簿

令和5年11月20日

			ካ ተዘን ተገገ	,,=-,-
	所属		役 職	備考
会 長	国土交通省 九州地方整備局	道路管理者	大分河川国道事務所長	
副会長	国土交通省 九州地方整備局	道路管理者	佐伯河川国道事務所長	
副会長	西日本高速道路(株) 九州支社	道路管理者	大分高速道路事務所長	
副会長	大分県 土木建築部	道路管理者	道路保全課長	
委 員	大分県	公園道路	公園•生活排水課長	
委員	大分市	認定外道路	土木建築部 土木管理課長	
委員	別府市	認定外道路	建設部 都市整備課長	
委員	中津市	農道	商工農林水産部 耕地課長	
委員	日田市	認定外道路	土木建築部 土木課長	
委員	佐伯市	認定外道路	建設部 用地管理課長	
委員	臼杵市	認定外道路	建設課長	
委員	津久見市	認定外道路	土木管理課長	
委員	竹田市	認定外道路	建設課長	
委員	杵築市	認定外道路	建設課長	
委員	宇佐市	認定外道路	建設水道部 土木課長	
委員	豊後大野市	認定外道路	財政課長	
委員	由布市	認定外道路	建設課長	
委員	国東市	認定外道路	建設課長	
委員	日出町	認定外道路	都市建設課長	
委員	九重町	認定外道路	建設課長	
委員	玖珠町	認定外道路	総務課長	
	国土交通省 九州地方整備局 道路部		道路保全企画官	
(整備局)	国土交通省 九州地方整備局 道路部		地域道路調整官	
オブザーバー 	国土交通省 九州地方整備局		地域追避調整日 九州道路メンテナンスセンター長	
	九州道路メンテナンスセンター	-	76所追応アンチテンベビンチ	
オブザーバー	大分県 農林水産部	大分県	農村基盤整備課長	
(参考)	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道	事務所	総括保全対策官	
	国工交通有 九州地方登備局 人分河川国道 国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道			
事務局	国工交通有	· 尹 (ガ (7)	技術副所長	
	九州支社 大分高速道路	事務所	統括課長	
	大分県 土木建築部 道路保全課		参事(総括) 	

大分県道路鉄道連絡会議 規約

(名 称)

第1条 本会は「大分県道路鉄道連絡会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正(平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達)に基づき設置するもので、大分県道路メンテナンス会議規約第5条に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、大分県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(事業)

- 第3条 会議は、第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。
 - (1) 跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう、関係者の意見調整(点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等)に関する事業。
 - (2) 関係者との情報共有(損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等)に関する事業。
 - (3) 国民・道路利用者等を対象とした広報(点検結果や構造物の健全度に 関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等)に関する 事業。
 - (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び 実施に関する事業。(必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むも のとする)

(構成)

- 第4条 会議は、別紙に掲げる関係機関をもって構成するものとする。
 - 2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は、国土交通省九州 地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は、国土交通省九州地方整備 局佐伯河川国道事務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高 速道路会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
 - 3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
 - 4. 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザー バーとして出席させることができる。

(事務局)

- 第5条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。
 - 2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

(開催頻度)

第6条 本会議の開催は、年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(雑 則)

第7条 本規約の改廃は、会議で定める。

ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年 3月 7日から施行する。 本規約は、令和 4年11月14日から施行する。

大分県道路鉄道連絡会議 名簿

令和5年11月20日

			17720	<u>–</u>
	所属	役職	備	考
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長		
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長		
副会長	西日本高速道路(株) 九州支社	大分高速道路事務所長		
副会長	大分県土木建築部	道路保全課長		
委員	大分市	土木建築部長		
委員	別府市	建設部長		
委員	中津市	建設部長		
委員	日田市	土木建築部長		
委員	佐伯市	建設部長		
委員	臼杵市	建設課長		
委員	津久見市	土木管理課長		
委員	竹田市	建設課長		
委員	杵築市	建設課長		
委員	宇佐市	建設水道部長		
委員	豊後大野市	建設課長		
委員	由布市	建設課長		
委 員	日出町	都市建設課長		
委員	九重町	建設課長		
委 員	玖珠町	建設水道課長		
委員	九州旅客鉄道(株) 建設工事部 施設課	副課長		
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官		
(整備局) オブザーバー	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官		
	国土交通省 九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長		
オブザーバー	国土交通省九州運輸局 鉄道部	技術・防災課長		
(参考)				
	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官		
事務局	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長		
学 协问	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所	統括課長		
	大分県 土木建築部 道路保全課	参事(総括)		

大分県技術検討部会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「大分県技術検討部会」(以下、「技術検討部会」という。)と称する。

(目的)

第2条 技術検討部会は、大分県道路メンテナンス会議規約第5条に規定の「専門部会」 に位置付けるものとし、大分県内における道路構造物について、道路構造物の管理 者及び関係する道路管理者間で協議・調整を行うことにより、道路構造物の予防保 全・老朽化対策に関する技術力向上を図ることを目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 技術検討部会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。
 - (1) 道路構造物の効率的な点検等を実施する為の情報共有に関すること。
 - (2) 道路構造物の技術的課題の情報共有に関すること。
 - (3) その他、技術検討部会の運営に会長が妥当と認めた事項。

(組織)

- 第4条 技術検討部会は、別紙に定める大分県内の各道路管理者で構成するものとする。
 - 2. 技術検討部会には、会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所総括保全対策官、副会長は国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所副所長、大分県土木建築部道路保全課参事、及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所副所長とする。
 - 3. 技術検討部会は、会長の招集により開催するものとし、技術検討部会の進行は会 長が務める。
 - 4. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
 - 5. 技術検討部会には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。

(事務局)

- 第5条 技術検討部会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。
 - 2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土 交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全 課、西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

(開催頻度)

第6条 技術検討部会の開催は、年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(雑 則)

第7条 本規約の改廃は技術検討部会で定める。ただし、軽微な改正等については、会議 事務局で行い、技術検討部会会員に通知するものとする。

(附 則)

本規約は、平成30年7月25日から施行する。本規約は、令和4年11月14日から施行する。

(別紙)

大分県技術検討部会 名簿

令和5年11月20日

備考

	171 (17)	以	NH .	
会 長	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官		
副会長	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	副所長		
副会長	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所	副所長		
副会長	大分県 土木建築部	参事		
委員	大分市 土木建築部	土木管理課		
委員	別府市 建設部	都市整備課		
委員	中津市 建設部	建設土木課		
委員	日田市 土木建築部	土木課		
委員	佐伯市 建設部	建設課		
委員	臼杵市	建設課		
委員	津久見市	土木管理課		
委員	竹田市	建設課		
委員	豊後高田市	建設課		
委員	杵築市	建設課		
委員	宇佐市 建設水道部	土木課		
委員	豊後大野市	建設課		
委員	由布市	建設課		
委員	国東市	建設課		
委員	姫島村	建設課		
委員	日出町	都市建設課		
委員	九重町	建設課		
委員	玖珠町	建設水道課		
		.v		
(整備局)	国土交通省 九州地方整備局	道路部		
オブザーバー	九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長		
. 6. 1	公益財団法人 大分県建設技術センター	技術部		
(参考) ————————————————————————————————————				
	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	保全対策官		
事務局	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 ————————————————————————————————————	保全対策官		
	九州支社 大分高速道路事務所	統括課長		
	大分県 土木建築部 道路保全課	主幹		

資料 2

令和5年度(第2回)

大分県道路メンテナンス会議

- <部会>
 - 道路鉄道連絡会議

(公開版)

1.<u>点検実施状況</u> 及び修繕着手等の状況

1). 道路メンテナンスの点検修繕実施状況と課題について

1道路のメンテナンスに関する取り組みの経緯

- 笹子トンネル天井板落下事故[H24.12.2]
- トンネル内の道路附属物等の緊急点検実施[H24.12.7]ジェットファン、照明等
- 道路ストックの集中点検実施[H25.2~] 第三者被害防止の観点から安全性を確認
- 道路法の改正[H25.6] 点検基準の法定化、国による修繕等代行制度創設
- 定期点検に関する省令・告示 公布[H26.3.31]5年に1回、近接目視による点検
- 定期点検要領 通知[H26.6.25] 円滑な点検の実施のための具体的な点検方法等を提示
- 定期点検に関する省令・告示 施行[H26.7.1]5年に1回、近接目視による点検開始(1巡目)
- 定期点検 1巡目(H26~H30)
- 定期点検要領 通知[H31.2.28] 定期点検の質を確保しつつ、実施内容を合理化
- 定期点検 2巡目(H31~)

道路分科会建議 中間とりまとめ [H24.6] 〇「6. 持続可能で的確な維持管理・更新」



道路分科会 道路メンテナンス技術小委員会 [H25.6] 〇「道路メンテナンスサイクルの構築に向けて」



道路分科会建議 [H26.4] 〇「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」



道路分科会建議 [H29.8] ○「1. メンテナンスのセカンドステージへ」

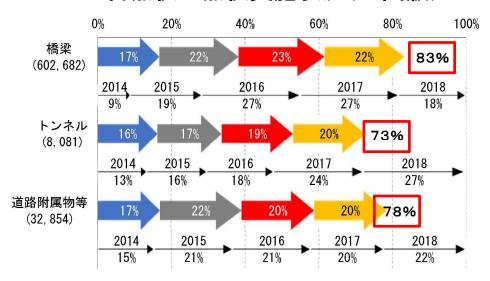
②橋梁、トンネル等の点検実施状況・判定区分《全国》

- 〇全国の全道路管理者の2022年度の点検実施状況は、橋梁:83%、トンネル:73%、道路附属物等※:78%。
- ○全国全道路管理者の2巡目(2019-2022年度)点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)

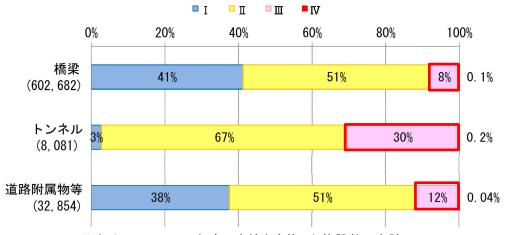
の割合は、橋梁:8%、トンネル:30%、道路附属物:12%。

※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

2巡目点検の点検実施状況(全国版)



I □Ш



2巡目点検の点検結果(全国版)

※()内は、2019~2022年度に点検を実施した施設数の合計。 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

	2019年度	2020年度 🔿	2021年度 ➡	2022年度 →	1巡目点検実績(2014~2018年度)
--	--------	----------	----------	----------	----------------------

※()内は、2019~2022年度に点検を実施した施設数の合計。 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を 講ずることが望ましい状態。
Ш	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき 状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高 く、緊急に措置を講ずべき状態。

③1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況《全国》

○全国の橋梁において、平成26~30年度に点検を実施し、次回点検までに措置を講ずべき施設(判定区分Ⅲ・Ⅳ)に おける修繕に着手した割合は、 国土交通省管理:99%、地方公共団体管理:75%(うち市町村管理:68%) 修繕が完了した割合は、 国土交通省管理:70%、地方公共団体管理:56%(うち市町村管理:52%)

	管理者	措置が必要な 施設数(A)	措置に着手済 の施設数(B)	うち完了(C)	未着手 施設数	2022年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A) 点検年度 0% 20% 40% 60% 80% 100%
	国土交通省	3,359	3,337 (99%)	2,344 (70%)	22 (1%)	2014 92% 100 2015 86% 100 2016 76% 100 2017 64% 100 2018 37% 97%
Ē	高速道路会社	2,533	2,402 (95%)	1,905 (75%)	131 (5%)	2014 86% 100 2015 91% 100 2016 83% 100 2017 87% 100 2018 43% 81%
地	也方公共団体	61,466	46,043 (75%)	34,357 (56%)	15,423 (25%)	2014 74% 85% 2015 65% 81% 2016 57% 76% 2017 47% 68% 2018 38% 65%
	都道府県 政令市等	20,071	17,770 (89%)	12,974 (65%)	2,301 (11%)	2014 81% 93% 2015 74% 93% 2016 66% 88% 2017 53% 83% 2018 51% 87%
	市区町村	41,395	28,273 (68%)	21,383 (52%)	13,122 (32%)	2014 2015 2016 2016 2017 2018 31% 69% 71% 76% 76% 76% 76% 71% 62%
	合計	67,358	51,782(77%)	38,606(57%)	15,576(23%)	完了済着手済

(参考)2021年度末時点					
措置に着手済					
の施設数	うち完了				
3,107	1,805				
(91%)	(53%)				
2,068	1,533				
(81%)	(60%)				
40,611	28,589				
(65%)	(46%)				
16,385	11,168				
(80%)	(55%)				
24,226	17,421				
(57%)	(41%)				
45,786(67%)	31,927(47%)				

[※] 平成26~30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ、Ⅳ診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完了)した割合(令和4年度末時点)

^{【:2022}年度時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

²⁰¹⁴年度点検実施(8年経過):100%、2015年度点検実施(7年経過):100%、2016年度点検実施(6年経過):100%、2017年度点検実施(5年経過):100%、2018年度点検実施(4年経過):80%

③1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況《全国》

○全国のトンネルにおいて、平成26~30年度に点検を実施し、次回点検までに措置を講ずべき施設(判定区分Ⅲ・Ⅳ)に おける修繕に着手した割合は、 国土交通省管理:99%、地方公共団体管理:91%(うち市町村管理:72%) 修繕が完了した割合は、 国土交通省管理:92%、地方公共団体管理:76%(うち市町村管理:48%)

管理者	措置が必要な 施設数(A)	措置に着手済 の施設数(B)		未着手 ・ 施設数	点検年度	2022年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%		
国土交通省	507	503 (99%)	467 (92%)	4 (1%)	2014 2015 2016 2017 2018	100% 97% 94% 95% 100 100 100 100 100 100 100 10		
高速道路会社	692	687 (99%)	644 (93%)	5 (1%)	2014 2015 2016 2017 2018	97% 98% 98% 100 98% 100 89% 100		
地方公共団体	3,151	2,880 (91%)	2,402 (76%)	271 (9%)	2014 2015 2016 2017 2018	85% 82% 93% 87% 78% 94%		
都道府県 政令市等	2,326	2,284 (98%)	2,005 (86%)	42 (2%)	2014 2015 2016 2017 2018	97% 100 85% 95% 90% 99% 84% 99%		
市区町村	825	596 (72%)	397 (48%)	229 (28%)	2014 2015 2016 2017 2018	63% 59% 63% 50% 73% 86% 73% 39%		
合計	4,350	4,070(94%)	3,513(81%)	280(6%)		完了済着手済		

_						
(参考)2021	(参考)2021年度末時点					
措置に着手済	措置に着手済					
の施設数	うち完了					
495	413					
(96%)	(81%)					
657	612					
(95%)	(88%)					
2,728	1,991					
(85%)	(62%)					
2,210	1,656					
(94%)	(71%)					
518	335					
(60%)	(39%)					
3,880(88%)	3,016(68%)					

[※] 平成26~30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ、Ⅳ診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完了)した割合(令和4年度末時点)

^{: 2022}年度時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

²⁰¹⁴年度点検実施(8年経過):100%、2015年度点検実施(7年経過):100%、2016年度点検実施(6年経過):100%、2017年度点検実施(5年経過):100%、2018年度点検実施(4年経過):80%

④2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況《全国》

○2巡目点検(2019~2022 年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分皿)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判 定された橋梁のうち、

修繕等の措置に着手した割合は、 国土交通省管理:55%、地方公共団体管理:42%(うち市町村管理:36%) 修繕が完了した割合は、 国土交通省管理:11%、地方公共団体管理:15%(うち市町村管理:15%)

	措置が 必要数 施設数 A※1	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	うち 完了済の 施設数 C (C/A)	点検 実施 年度	: 措置着手率(B/A) : 措置完了率(C/A) : 想定されるペース※2
				2019	22%
国土	0.440	1, 703	342	2020	12% 67%
交通省	3, 112	(55%)	(11%)	2021	7% 47%
	·	A 2000		2022	2% 21%
	2, 207			2019	26% 65%
高速道路		915 (41%)	284 (13%)	2020	15% 52%
会社				2021	8% 33%
				2022	3% 18%
	42, 683	,		2019	29% 58%
地方公共		17, 780	6, 571	2020	21% 54%
団体計		(42%)	(15%)	2021	9% 38%
				2022	3% 15%
				2019	33% 69%
都道府県·	14, 306	7, 475	2, 456	2020	23% 68%
政令市等		(52%)	(17%)	2021	10% 49%
				2022	4% 22%
	28, 377			2019	27% 52%
市区町村		10, 305	4, 115	2020	20% 48%
		(36%)	(15%)	2021	9% 33%
				2022	2% 12%
合計	48, 002	20, 398	7, 197		15% 42%
		(42%)	(15%)		

※1. 2 巡目(2019年度~2022年度)の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

^{※2. 2022} 年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース。

④2巡目点検で判定区分Ⅲ、IVのトンネルの修繕等措置の実施状況《全国》

○2巡目点検(2019~2022 年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分皿)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判 定されたトンネルのうち、

修繕等の措置に着手した割合は、 国土交通省管理:64%、地方公共団体管理:61%(うち市町村管理:36%) 修繕が完了した割合は、 国土交通省管理:15%、地方公共団体管理:26%(うち市町村管理:11%)

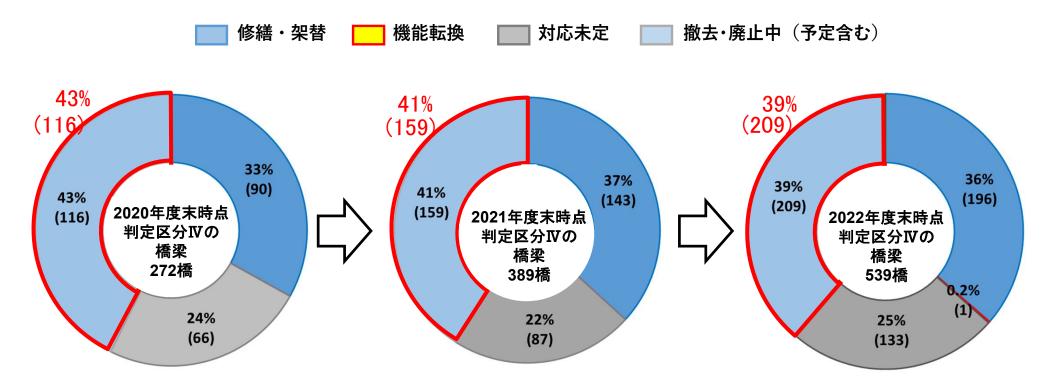
	措置が 必要な 施設数 A※1	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	うち 完了済の 施設数 C (C/A)	点検 実施 年度	: 措置	i着手率(B i完了率(C Eされるペ-	/A)
				2019	26%		93%
国土	363	233	56	2020	19%	77%	
交通省	303	(64%)	(15%)	2021	10%	57%	
				2022	1% 14%		
				2019	31%	77%	
高速道路	342	174	76	2020	33%	63%	
会社		(51%)	(22%)	2021	23%	51%	
				2022	7% 21%		
	1, 759			2019	56%	8	35%
地方公共		1, 067	458	2020	30%	79%	
団体計		(61%)	(26%)	2021	21%	57%	
_				2022	5% 27%		
	1, 461			2019	62%		92%
都道府県・		960	424	2020	32%	82	%
政令市等		(66%)	(29%)	2021	22%	60%	
				2022	6% 30%		
市区町村	298			2019	28%	57%	
		107	34	2020	14%	51%	
		(36%)	(11%)	2021	9% 36%		
				2022	1% 16%		
△ =1	2, 464	1, 474	590		24%	60%	
合計		(60%)	(24%)			177	ž

^{※1.2}巡目(2019年度~2022年度)の点検における判定区分Ⅲ、IVの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

^{※2. 2022} 年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース。

5判定区分Ⅳの橋梁の措置状況《全国》

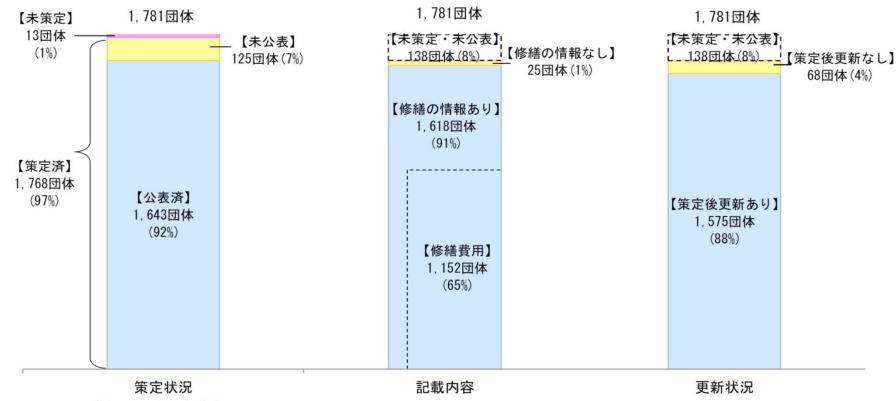
- ○2022年度末時点で判定区分IVと診断された橋梁のうち、措置未完了の施設は539橋となり、 前年度より150橋増加している。対策として、撤去・廃止された橋梁も209橋(予定含む)と前年度末 より50橋増加
- ○2020年度から2022年度にかけて判定区分Ⅳの橋梁は267橋増加
- ○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況(予定を含む)



⑥橋梁個別施設計画の策定状況(2022年度末時点)《全国》

- 国のインフラ長寿命化基本計画(2013 年)では2020 年頃までの長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定を目標 としていますが、2022 年度末時点で計画を策定していない地方公共団体が13団体あり、策定済みで公表していな い地方公共団体は125団体あります。
- 修繕の時期や内容を橋梁毎に示していない計画となっている地方公共団体は25団体。
- また、計画の策定後に点検結果を反映するなど計画の更新を行っていない地方公共団体は68団体。
- 橋梁等の老朽化対策を計画的・効率的に進めるためにも、長寿命化修繕計画を策定するとともに、点検結果を踏ま え、更新を行うことが重要です。

【橋梁(2m 以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定、記載内容、更新の状況(地方公共団体)】

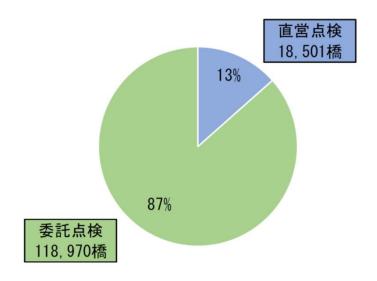


※2023年3月31日時点(国土交通省道路局調べ)

※地方公共団体(1,781 団体)の内訳は、都道府県:47 団体、政令市:20 団体、市区町村:1,714 団体(特別区含む) 出典:道路メンテナンス年報より(令和5年8月)10

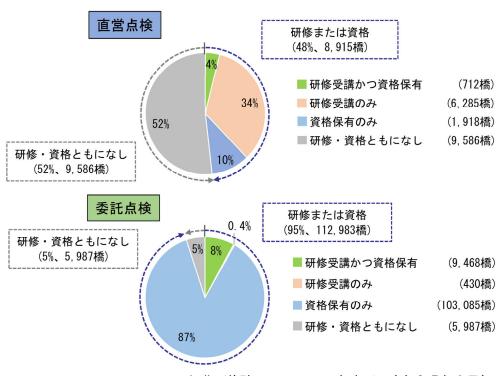
7点検実施者の保有資格の状況《全国》

- 2022 年度に地方公共団体が実施した橋梁点検のうち、職員自らが点検(直営点検)を実施した割合は13%となっています。
- 直営点検による点検実施者のうち、国土交通省の実施する研修^{※1} を受講又は資格^{※2}を保有している割合は48%、 研修・資格ともになしは52%となっています。
- 委託点検による点検実施者のうち、国土交通省の実施する研修を受講又は資格を保有している割合は95%、研修・資格ともになしは5%となっています。
- 点検の精度向上するためには研修受講、資格の活用など点検技術の向上を図る必要があります。
- ※1 研修:国土交通省が実施する道路管理実務者研修又は道路橋メンテナンス技術講習
- ※2 民間資格:国土交通省登録技術資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格 登録規定に基づく国土交通省登録資格)
 - 2022 点検実施橋梁の直営点検と委託点検の割合



※2022 年度に点検を実施した施設のうち、報告があった137,471 橋 を対象に橋梁数ベースで算出。(右図も同様)

○ 点検実施者の保有資格や研修受講歴



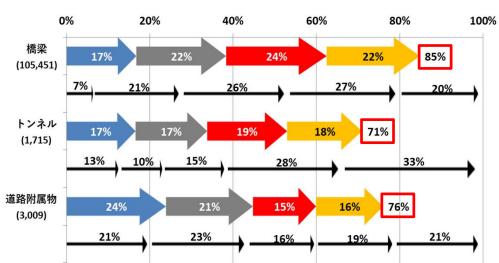
出典:道路メンテナンス年報より(令和5年8月) 11

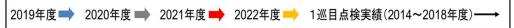
2). 九州、大分県の点検実施状況 及び修繕着手率

①橋梁・トンネル等の点検実施状況・判定区分《九州》

- 〇九州全道路管理者の2022年度の点検実施状況は橋梁85%、トンネル71%、道路附属物76%。
- 〇九州の点検実施率は全国平均と比べ、橋梁・トンネル・道路附属物は同程度。
- 〇九州全道路管理者の2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分
 - Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:6%、トンネル:23%、道路附属物:14%。

2022年度の点検実施状況(九州版)





- ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
- ※()は令和4年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数 (撤去された施設や上記分野の点検の対象外と判明した施設等を除く。)

2巡目点検の点検結果(九州版)



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある※()は令和元年度から令和4年度に点検を実施した施設数

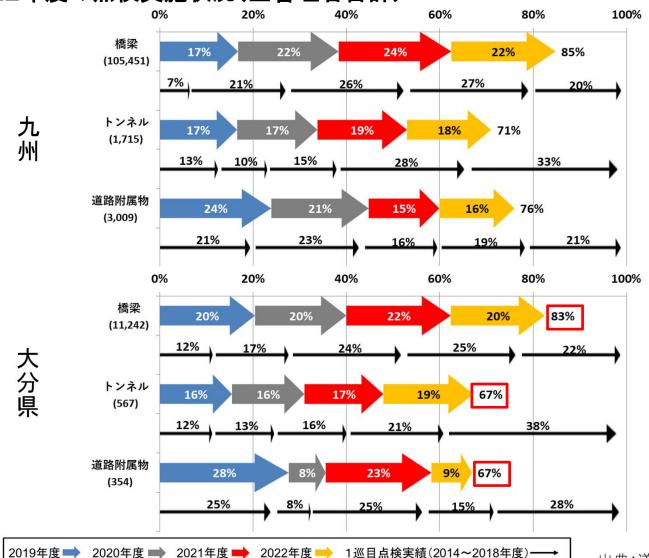
	区分	状態				
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。				
П	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を 講ずることが望ましい状態。				
Ш	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき 状態。				
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高 く、緊急に措置を講ずべき状態。				

出典:道路メンテナンス年報(令和5年8月)より作成

②橋梁、トンネル等の点検実施状況《九州・大分県》

〇大分県全道路管理者の2022年度の点検実施状況は橋梁83%、トンネル67%、道路附属物67%程度

2022年度の点検実施状況(全管理者合計)



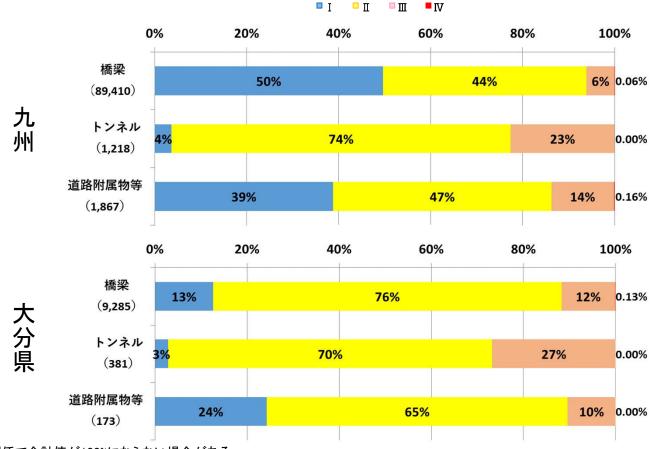
- ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
- ※()は令和4年度末時点管理施設のうち点 検の対象となる施設数 (撤去された施設や上記分野の点検の対 象外と判明した施設等を除く)
- ※道路附属物等:シェッド・大型カルバート 横断歩道橋・門型標識等

出典:道路メンテナンス年報(令和5年8月)より作成

③橋梁、トンネル等の判定区分状況《九州・大分県》

- ○大分県の橋梁における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)が12%(1, 076橋)、緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅳ)が0.13%(12橋)
- Oトンネルでは判定区分Ⅲが27%(102施設)
- ○道路附属物等では判定区分皿が10%(18施設)

2巡目点検(2022年度時点)の判定区分割合(全道路管理者合計)

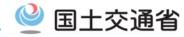


※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

※()は令和元年度から令和4年度に点検を実施した施設数 (令和4年度末時点で診断中の施設を除く)

出典:道路メンテナンス年報(令和5年8月)より作成

④1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況《九州・大分県》 堂 国土交通省



〇大分県の橋梁において、平成26~30年度に点検を実施し、次回点検までに 措置を講ずべき施設(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、

国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:90%(うち市町村管理:87%)

修繕が完了した割合は、

国土交通省管理:97%、地方公共団体管理:64%(うち市町村管理:55%)

■ 九州

	修繕が必要な 施設数 A	修繕に 着手済み の施設数 B (B/A)	修繕に 完了済み の施設数 C (C/A)	点検実施 年度	■修繕着手率 (B/A) ■修繕完了率 (C/A) 0% 20% 40% 60%	
国土 交通省	304	301 (99%)	268 (88%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度	95% 94% 100% 83%	100% 100% 100%
高速道路 会社	282	279 (99%)	265 (94%)	H30年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	98% 98% 95% 91% 79%	100% 100% 100%
地方公共団体計	7,139	6,195 (87%)	4,478 (63%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	83% 70% 61% 56%	94% 89% 85% 86% 81%
県・ 政令市 等	2,047	1,981 (97%)	1,396 (68%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	90% 74% 69% 63% 53%	99% 96% 97% 96% 96%
市町村	5,092	4,214 (83%)	3,082 (61%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	80% 68% 59% 53%	91% 87% 81% 82%
合計	7,725	6,775 (88%)	5,011 (65%)		65%	88%

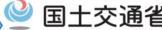
※ 平成26~30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ、Ⅳ診断された施 設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完了)した割合(令和4年度末時点)

■ 大分県

	修繕が必要な 施設数 A	修繕に 着手済み の施設数 B (B/A)	修繕に 完了済み の施設数 D (D/A)	点検実施 年度	■修繕着手率 (B/A) ■修繕完了率 (C/A) 0% 20% 40% 60% 8	80% 10 <i>0</i> %
国土交通省	32	32 (100%)	31 (97%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	100% 100% 100% 100% 83%	100% 100% 100% 100%
高速道路 会社	29	29 (100%)	27 (93%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	100% 100% 80% 100%	100% 100% 100% 100%
地方公共団体計	1,677	1,506	1,067 (64%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	83% 60% 56% 58% 60%	93% 90% 89% 90%
県・ 政令市 等	410	410 (100%)	367 (90%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	95% 98% 88% 83%	100% 100% 100% 100%
市町村	1,267	1,096 (87%)	700 (55%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	75% 56% 49% 52% 46%	89% 89% 87% 88%
合計	1,738	1,567 (90%)	1,125 (65%)		65%	90%

出典:道路メンテナンス年報(令和5年8月)より作成

④1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況《九州・大分県》 望 国土交通省



〇大分県のトンネルにおいて、平成26~30年度に点検を実施し、次回点検までに 措置を講ずべき施設(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、

国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:90%(うち市町村管理:80%)

修繕が完了した割合は、

国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:74%(うち市町村管理:53%)

■ 力.州

	修繕が必要な 施設数 A	修繕に 着手済み の施設数 B (B/A)	修繕に 完了済み の施設数 C (C/A)	点検実施 年度		手率 (B/A) 了率 (C/A) 60% 80%	10 0%
国土交通省	45	43 (96%)	43 (96%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	1	00% 00% 00%	100% 100% 100%
高速道路 会社	53	53 (100%)	53 (100%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	1	00% 00% 00% 00%	100% 100% 100% 100%
地方公共団体計	526	482 (92%)	383 (73%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	92 93 84% 72%	196	98% 96% 95%
県・ 政令市 等	349	345 (99%)	301 (86%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	9!	17% 55% 33%	100% 100% 100% 100%
市町村	177	137 (77%)	82 (46%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	64% 67% 61% 44%	67% 71%	100% 87% 83%
合計	624	578 (93%)	479 (77%)		77%		93%

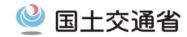
※ 平成26~30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ、Ⅳ診断された施 設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完了)した割合(令和4年度末時点)

■ 大分県

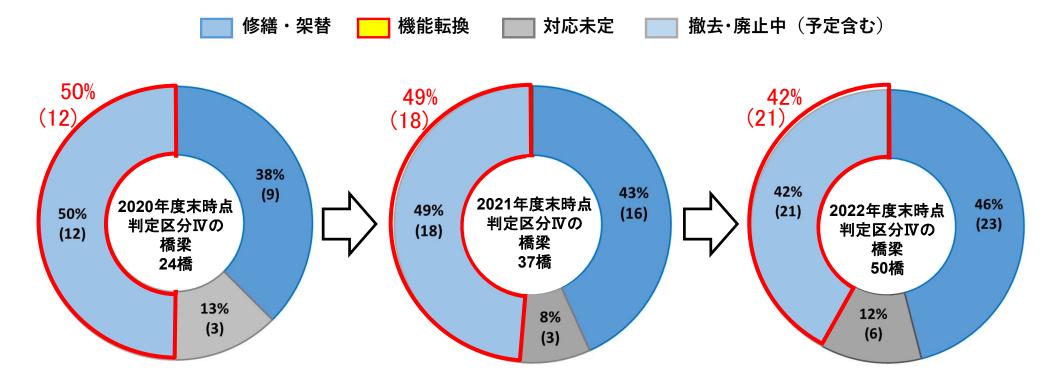
	修繕が必要な 施設数 A	修繕に 着手済み の施設数 B (B/A)	修繕に 完了済み の施設数 C (C/A)	点検実施 年度	0%		修繕着手率 修繕完了率 40% 6		100%
国土交通省	13	13 (100%)	13 (100%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	0% 0%		100%		100% 100%
高速道路 会社	8	8 (100%)	8 (100%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	0%		100%		100% 100%
地方公共団体計	196	176 (90%)	146 (74%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度			100% 94% 74% 64%		100% 100% 91% 87%
県・ 政令市 等	96	96 (100%)	93 (97%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度			100% 94% 100% 94% 100%		100% 100% 100% 100%
市町村	100	80 (80%)	53 (53%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	0%	57 48%		96 \$7	100% 86% 79%
合計	217	197 (91%)	167 (77%)				77%		91%

出典:道路メンテナンス年報(令和5年8月)より作成

5判定区分Ⅳの橋梁の措置状況《九州》



- ○2022年度末時点で判定区分IVと診断された橋梁のうち、措置未完了の施設は50橋となり、 前年度より13橋増加している。対策として、撤去・廃止された橋梁も21橋(予定含む)と前年度末より3橋増加
- ○2020年度から2022年度にかけて判定区分Ⅳの橋梁は26橋増加
- ○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況(予定を含む)



| II.点検及び修繕率向上に向けた | 自治体支援について

1). 点検及び修繕率向上に向けた自治体支援について

1道路メンテナンス事業補助制度

制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等(横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識)

対象事業

修繕、更新、撤去※

- ※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去を実施するもの
- |※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む
- ※新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの

優先支援事業

新技術等を活用する事業※1、長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※2を策定した自治体の事業

- ※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
- ※2「集約化・撤去」や「新技術等の活用」、「費用縮減」に関する数値目標

事業イメージ

- ▶ 地方公共団体は、長寿命化修繕計画(個別施設計画)を策定・公表
- ▶ 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

国費率

国費:5.5/ $10\times\delta$ (δ :財政力指数に応じた引上率)

国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工(発注)の実施と工事の平準化を図る



①道路メンテナンス事業補助制度における優先的な支援

□ 背景・概要 今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対 応するためには、新技術等の活用促進および実効性のある長寿命化修繕計画の策定促進を図る必要があること から、道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施。

優先支援(1) 「新技術等の活用促進」

優先支援対象

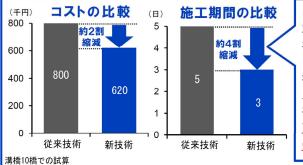
コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用す る事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業





※「点検支援技術性能力タログ(案)」に掲載されている技術等の活用

効果の試算



- ・点検ロボットカメラによる 写真撮影と画像処理による 損傷図作成
- ・橋上や地上から損傷の把 握が可能であり、損傷状況 スケッチ・野帳への記入、 損傷図作成に係るコストや 施工期間の縮減、安全性 の向上が図られる

優先支援②

「実効性ある長寿命化修繕計画の策定促進」

優先支援対象

長寿命化修繕計画において「集約・撤去」や「新技術等の 活用」に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効 果を記載した自治体の事業

橋梁

長寿命化修繕計画

【個別施設計画】

計画全体の方針 ・短期的な数値目標及びそ のコスト縮減効果 個別の構造物ごとの事項 (諸元、点検結果等)

【集約化·撤去】

(何1)

以下の取組を実施することで、令和 7年度までに○○千万円のコスト縮 減を目指す

・ 令和5年度までに、迂回路が存 在し交通量の少ない○橋の集約 化・撤去を目指す

【新技術等の活用】

(例)

令和7年度までに、管理する橋梁 の内○○橋で新技術を活用し、従 来技術を活用した場合と比較して ○千万円のコスト縮減を目指す。

【記載事例】

具体的な取り組み内容や期間、数値目標の記載

集約化•撤去

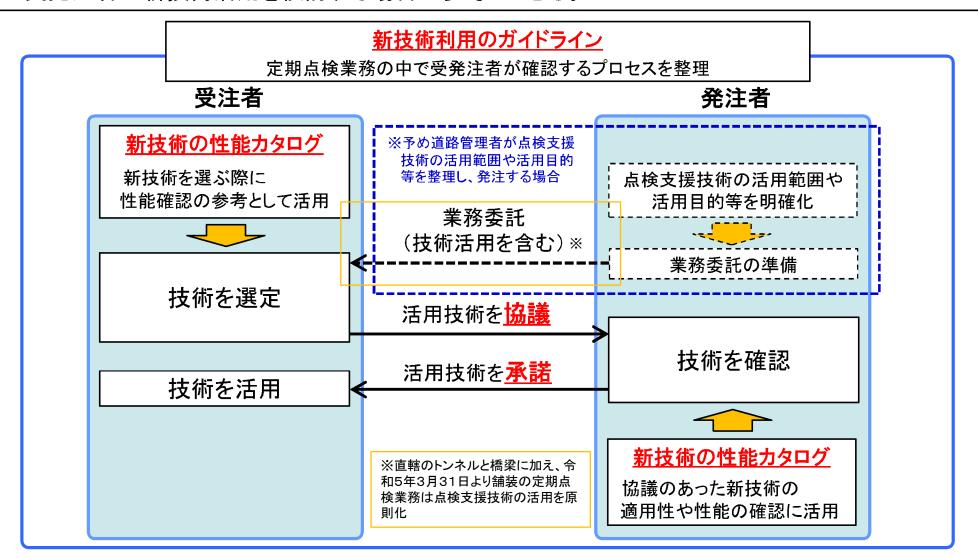
令和2年度点検の結果、迂回路が存在し集約が可能と考えら れる3橋のうち判定区分皿となった1橋について、今後、周辺状 況や利用調査を基に、令和7年度までの集約化・撤去を目指 すことで、更新時期を迎える令和17年度までに必要となる費用 を約6割程度縮減することを目指します。

新技術等 の活用

2025年(令和7年)までの5年間に、定期点検を実施する橋梁3 橋については、長大河川及び水面部、又は高橋脚等の損傷 確認で、費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる 新技術(あるいは新技術に類する技術)を活用し、200万円の コスト縮減を目指します。

②新技術利用のガイドライン・新技術の性能力タログの概要

- 〇 ガイドラインは、定期点検業務の中で受発注者が使用する技術を確認するプロセス等を例示。
- 性能カタログは、国が定めた技術の性能値を開発者に求め、カタログ形式でとりまとめたもので、 受発注者が新技術活用を検討する場合に参考とできる。



②新技術利用のガイドライン・新技術の性能カタログの概要

- 点検支援技術性能カタログは、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、開発者から提出されたものをカタログ形 式でとりまとめたもの。
- 直轄国道の橋梁とトンネルの定期点検の一部項目において、令和4年度から点検支援技術の活用を原則化。
- 直轄国道の舗装の定期点検においても、令和5年度から点検支援技術の活用を原則化。(カタログの中から一定以上の精度が 確認されている技術を選定)

<主な掲載技術>

【橋梁·トンネル】 (H31.2~)

画像計測

•橋梁 :61技術 ・トンネル:32技術

計測・モニタリング

・トンネル:14技術

:53技術



ドローンによる損傷把握



レーザースキャンによる変状把握





光ファイバーセンサーよる 橋梁モニタリング



トンネル内附属物の 異常監視センサー

非破壊検査

•橋梁 :31技術 ・トンネル:21技術



AEセンサを利用した PCグラウト充填把握



レーダーを利用した トンネル覆工の変状把握

データ収集・通信

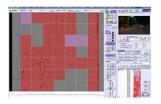
-3技術

装

(R4. 9 ~)

ひび割れ率・わだち 掘れ量・IRI

•19技術



AIによる路面性状解析



車載装置による路面性状測定

【道路巡視】(R5.3~)

ポットホール

•5技術



スマートフォンやドライブレコ・ による舗装損傷検知



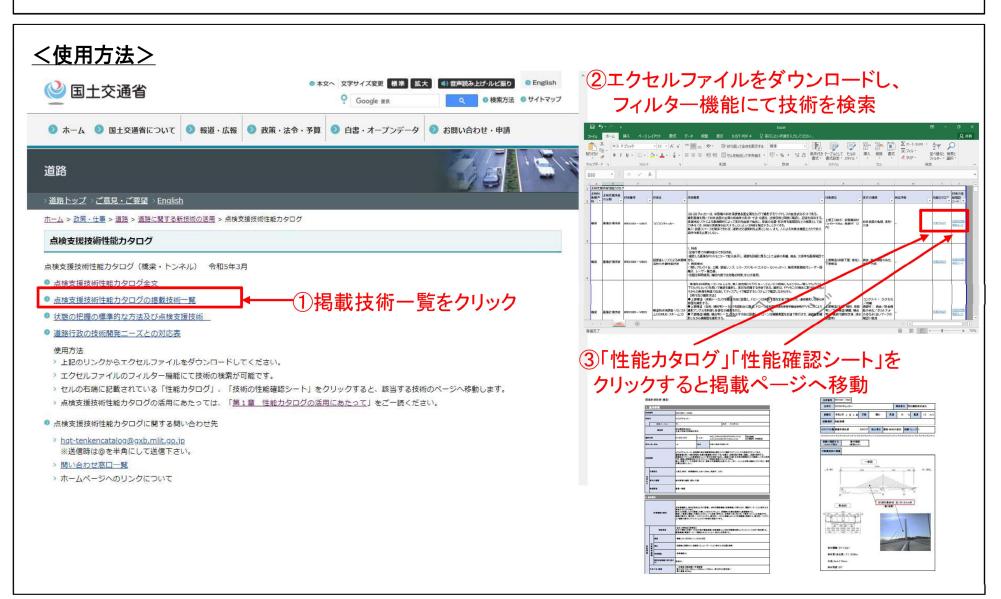
を用いた舗装損傷検知

※国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/road/tech/index.html

②点検支援技術性能力タログの閲覧サイト



ホームページURL: https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/inspection-support/



2). 九州地方整備局の自治体支援

1直轄診断実施箇所の選定基準

- 〇直轄診断の実施箇所は、以下の①~④の選定基準をすべて満たすものを対象
- ①当該施設の点検・診断・修繕に関し、複雑な構造を有する場合、劣化損傷の形態 が特異な場合などの理由により高度な技術力等を要すること

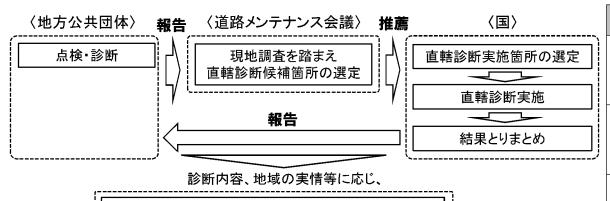
例えば、以下のような構造物

- !•吊り橋、斜張橋、アーチ橋、長大橋等の特殊な構造物・大規模構造物
- i・急峻な谷間に存在するなど、高度な機械力を要する構造物
- !・アルカリ骨材反応、塩害、疲労破壊などの損傷が著しく、診断・修繕に高度な
- 技術力を要する構造物
- <mark>-・建設後50年以上</mark>を経過し、劣化度合いが深刻であるとともに、建設時の設計、
- 施工方法等の詳細が不明な構造物
- ②上記に対し、当該地方公共団体の技術力が十分とは言えないこと
- ③当該施設が社会的に影響の大きな路線に位置するもの
- ④地方公共団体自らが実施した点検・診断結果を踏まえ、当該施設に関して早期の対策が必要と判断されること。

1直轄診断・修繕代行について

- 地方公共団体への支援として、<u>要請により</u>緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、<u>地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を実施</u>。
- 診断の結果、診断内容や地域の実情等に応じ、修繕代行事業、道路メンテナンス事業補助等を実施。

【全体の流れ】



修繕代行事業、道路メンテナンス事業補助等の実施

【平成30年度 直轄診断実施箇所】



【直轄診断実施箇所とその後の対応】

実施 年度	直轄診断実施箇所	措置		
H26 年度	三島大橋(福島県三島町)	修繕代行事業		
	大渡ダム大橋(高知県仁淀川町)	修繕代行事業		
	大前橋(群馬県嬬恋村)	大規模修繕•更新補助事業		
	沼尾シェッド(福島県南会津郡下郷町)	修繕代行事業		
H27 年度	猿飼橋(奈良県吉野郡十津川村)	修繕代行事業		
	呼子大橋(佐賀県唐津市呼子町)	修繕代行事業		
H28	万石橋(秋田県湯沢市)	修繕代行事業		
年度	御鉾橋(群馬県神流町)	修繕代行事業		
H29	音沢橋(富山県黒部市)	修繕代行事業		
年度	乙姫大橋(岐阜県中津川市)	修繕代行事業		
H30	仁方隧道(広島県呉市)	修繕代行事業		
年度	天大橋(鹿児島県薩摩川内市)	修繕代行事業		
R1	秩父橋(埼玉県秩父市)	修繕代行事業		
年度	古川橋(静岡県吉田町)	修繕代行事業		
R2年度	白老橋(北海道白老町)	修繕代行事業		
R3年度	鶴舞橋(奈良県奈良市)	修繕代行事業		
R4 年度	伊達崎橋(福島県伊達郡桑折町)(予定)	継続中		

①直轄診断·修繕代行(呼子大橋:九州)

〇佐賀県唐津市が管理する呼子大橋(PC箱桁橋・PC斜張橋、橋長728m)において、 平成27年度に九州で初めての直轄診断を実施し、平成28年度より修繕代行に着手

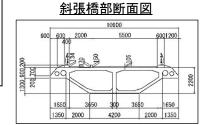
【呼子大橋の概要】

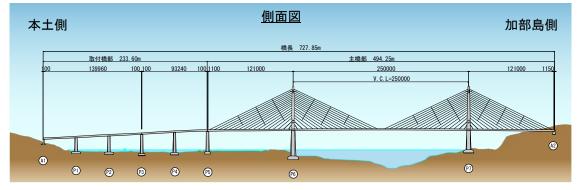


所在地: 佐賀県唐津市呼子町殿之浦

路 線:市道呼子大橋線

供用年:1989年(平成元年)









道路メンテナンス技術集団による現地調査

唐津市副市長等への 調査状況報告

①直轄診断・修繕代行(天大橋:九州)

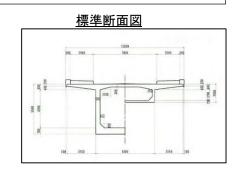
〇鹿児島県薩摩川内市が管理する天大橋(橋長518m)において、平成30年度に直轄 診断を実施し、令和元年度に修繕代行新規事業化



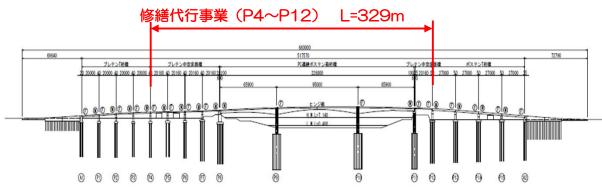
所在地: 鹿児島県薩摩川内市平佐町

路 線:市道 隈之城高城線

供用年:1984年(昭和59年)



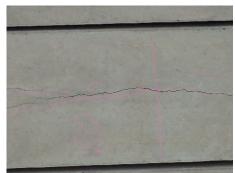
側面図







▲直轄診断 (H31.2.18)



▲上部工(床版下面)の ひび割れ



▲中央ヒンジ部の垂れ下がり

②溝橋の定期点検実務講習会の開催について(R1からの継続)

○「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」の周知促進を図るため、各都道府 県道路メンテナンス会議主催による現地講習会を開催する。

〇 実施概要

対象者:国・地公体職員、コンサルタント技術者

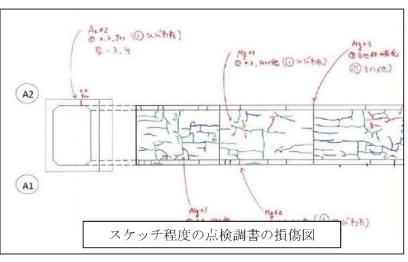
場 所:地公体(都道府県)管理の橋梁から各都 道府県内1箇所程度を選定

主 催:各都道府県道路メンテナンス会議(都道 府県単位で開催)

内 容:特定の溝橋の参考資料の座学、現場で の実演(全3時間程度)

- 主な説明ポイント
 - ①2名体制による現地点検作業の実施。
 - ②対象となる<u>損傷や部位が限定的</u>であることの 説明(<u>溝橋 6損傷</u>)。
 - ③近接目視の代用として<u>援用機器の採用</u>。 (画像等の援用など、例えば自撮り棒の活用)
 - ④点検調書はスケッチ程度の損傷図で記録。
 - ⑤前回調書を活用した効率的な点検。





②点検支援技術活用講習会の開催について(R1からの継続)

- 〇 地方公共団体の点検支援技術に対する理解を深め、定期点検業務の中での技術の活用方法や 留意点等に関する知見を習得し、自らの定期点検に反映してもらうことを目的に講習会を開催。
- 〇 講習会は各県の道路メンテナンス会議を通じて開催。

《実施概要》

対象者: 地方公共団体・点検従事者(コンサル等)

場 所: 地方公共団体が管理する構造物

《講習会での説明内容》

- 〇 地方公共団体が定期点検の中で点検支援技術を円滑に活用できるよう、技術活用の流れ や留意点等について説明
- ・ 点検支援技術を活用する流れ (ガイドライン、性能カタログの活用方法等)
- 技術の活用目的の整理、技術の選定方法
- 事前準備(関係機関への届出等)
- 現地調査(実機での調査)
- 成果の活用、点検調書等への記録
- 意見交換



現地調査のイメージ

2点検支援技術等体験研修会

インフラ点検支援技術等 体験研修会のご案内

ドローン・ロボット・センサー・AI技術を活用したインフラ点検支援技術等の 研修/展示·体験会









令和5年2月10日(金) 13:30~14:50 研修会(対象者のみ) 【13:00~13:30 受付】 15:00~17:00 展示·体験会(自由参加)



大分県大分市 『レゾナックドーム』(旧:昭和電エドーム)

研修会:B1-406会議室 展示・体験会: 西ゲート側ホワイエ

https://www.oita-sportspark.ip/access



橋梁やトンネル等インフラ点検支援技術に関する研修会 ・インフラ点検支援技術や最新型ドローン等の展示・体験会



大分県土木建築部

大分県ドローン協議会 測量・点検・調査分科会 一般社団法人 大分県測量設計コンサルタンツ協会



研修会: 研修会事務局においてインフラ点検技術者等を対象に参加者を決定します。 展示・体験会:参加申込み不要です。必ず会場入り口にて受付をお願いします。 CONSTRUCTIONコンサルタンツ協会 CPD認定申請予定です。対象は、研修会のみです。

注意事項

・新型コロナウィルスの感染拡大防止にご協力をお願いします。

お問合せ先

研修会事務局: 大分県土木建築部 道路保全課 担当:多田、上野 TEL:097-506-4584 E-mail:a17150@pref.oita.lg.jp

展示会事務局: 大分県ドローン協議会 担当: 山田(西日本ドローンロボット・センター)

TEL:097-578-7811 E-mail:info@wj-rdc.jp

実施日:令和5年2月10日(金)

実施場所:レゾナックドーム大分(大分県大分市)

参加者:

行政機関(県・市町村等) 43名 大分県ドローン協議会 60名 測量設計コンサルタンツ協会 29名

計132名



Ⅲ. 道路鉄道連絡会議

道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 下の管理者		古古人社	古神	/\ }	都道府県	道路法外		
		高速会社	直轄	公社	市区町村	その他	鉄道	
高速会社						跨道橋 連絡会議	道路鉄道 連絡会議	
直轄			道路メンテ			【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】	【道路メンテナンス 会議の下部組織】	
	公社		<事系 国道事			<事務局> 国道事務所	〈事務局〉 国道事務所	
	3道府県 5区町村							
道路	その他		個別	協議				
法外	鉄道	道路鉄道連絡 【道路メンテナン)	会議 ス会議の下部組織】	<事務局> 国道事務所				

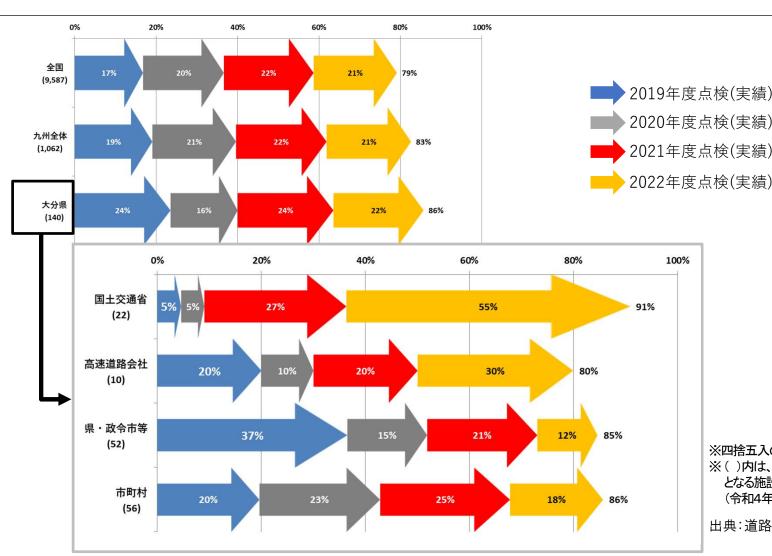
跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

- ■平成26・27年度点検結果から、跨線橋は皿判定が22%と高い水準
- ■今後、修繕工事の増加が見込まれるが、<u>鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修</u> 繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
- (衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
- (参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組 みを構築すること。」
- ■附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)
 - ▶ 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。
 - 四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。
- ■道路管理者に対し、道路局長より通達を発出(平成28年10月28日)
- ■鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出(平成28年10月28日)

跨線橋の2巡目点検実施状況《九州・大分県》

〇跨線橋における2巡目の点検実施率は九州は83%、大分県は86%



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

※()内は、令和元年度末時点管理施設のうち点検の対象 となる施設数

(令和4年度末時点で診断中の施設を除く)

出典:道路メンテナンス年報(令和5年8月)より作成

跨線橋の判定区分状況(H26~R4点検)《九州·大分県》

- ○九州の跨線橋における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)が 19%(202橋)
- ○大分県の跨線橋における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)が 13%(18橋)

